

発議第2号

平成24年12月26日

愛西市議会議長 加賀 博 殿

議会運営委員会

委員長 大宮 吉 満

愛西市議会委員会条例の一部改正について

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 29 号

### 愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例

愛西市議会委員会条例（平成 17 年愛西市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 6 条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第 14 条の見出しを「(委員の辞任)」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「議会」を「議長」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。